

外国人と共に学び、共に暮らす

# TOMONI-ともに-

滋賀県地域日本語教育推進事業ニュースレター

2023年度 Vol.2



滋賀県の外国人人口は近年、増加傾向にあります。そこで滋賀県では、外国人が地域社会で孤立することなく、安心して暮らしていくことができるよう、モデル日本語講座(対象:日本語初級者)や日本語学習支援者セミナーを実施しています。このニュースレターでは、様々な「日本語教育推進」の情報を発信します。

【森 雄二郎 先生 ご寄稿記事】

## 「共生」の意味を今一度考える —外国人の権利と義務の観点から—

### 近年の日本全国および滋賀県における外国人人口の動向

2023年6月現在、日本に暮らす外国人の数は320万人を超え、過去最高を更新しています。在留資格別人数の内訳をみると、最も数が多いのは「永住者」ですが、近年の増加率では「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」といったいわゆる就労ビザでの入国者の増加が顕著です。また、国籍別で見れば、ベトナムやインドネシア、ミャンマーといった東南アジア諸国からの入国が増加しています。滋賀県においても外国人人口は増え続けていますが、その傾向は全国的な動きとほぼ同じです。これらの現象には様々な要素が絡み合っているものの、あえて端的に言えば日本社会の労働力不足を外国人で補填しているということにもなります。

現在の日本政府の外国人受け入れに関する考え方は、国籍取得を前提とする「移民」と短期的な滞在を前提とする「外国人労働者(外国人材)」を区別し、あくまでも『移民は受け入れていない』とするスタンスを取っていますが、いずれにしろ実態としてはこれからますます増え続けることが予想されます。そうした中、外国人に対する支援施策も様々な打ち出されてきました。2019年には「日本語教育の推進に関する法律」が施行されるなど、いかにして異なる文化背景を持つ人々とともに社会を作っていくのか、まさに「多文化共生」ということは社会制度としても、私たち一人ひとりにとっても大きな命題になっていると言えます。

「多文化共生」とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(総務省)とされています。ここでは国籍や文化背景は違っていても同じ社会の一員であることを認めていきたいと思います。すでに身近なところで多様な文化背景を持つ人々が暮ら



### 森 雄二郎 先生 プロフィール

1977年5月15日生まれ、滋賀県東近江市在住  
同志社大学大学院 総合政策科学研究科 修了  
(博士:ソーシャル・イノベーション)

#### [職歴]

2001年~2004年 彦根女子高等学校 教諭  
2007年~ 聖泉大学短期大学部 情報コミュニティ学科 講師  
2012年~ 聖泉大学 人間学部 人間心理学科 講師  
2023年10月~ 京都文教大学 総合社会学部事務室  
社会連携コーディネーター(現職)

#### [主な社会活動]

2017年~2023年 彦根市多文化共生推進委員会 委員長  
2021年~現在 公益財団法人 滋賀県国際協会 理事

しているという事実を受け止め、こうした考え方自体に異を唱える人は少ないように思いますが、一方でヘイトスピーチや外国人嫌悪といった負のエネルギーが顕在化することもあります。「外国人が増えると治安が悪くなる」「日本人の雇用が奪われる」といった言説も根拠のあるなしにかかわらず、漠然とした不安として現れてきたりします。こうした中で、改めて私たちは何を考え、どう行動していかなければならないのでしょうか。

以上の背景を踏まえて、本稿では日本の法律や制度上における外国人の権利や義務の観点を手がかりにして、もう一度日本における「多文化共生」の現状と課題に迫ってみたいと思います。

「多文化共生」という言葉が社会に浸透し、比較的馴染みのある言葉になってきた今だからこそ、改めてその言葉の意味を考える必要があると思います。

### ご存じですか? 在留外国人の権利や義務

それではまず日本に暮らす外国人(在留外国人)の権利や義務に関する素朴な疑問から見ていきましょう。まずは「外国人には税金を納める義務はある?」という問いにお答えください。この答えは…「ある」です。国籍は違っていても日本に暮らしている以上、納税の義務は生じます。次に「国民年金や国民健康保険の保険料を支払う義務はある?」という問いについてはどうでしょうか。この答えも「ある」です。制度名に「国民」と書かれていますが、日本に居住していれば国籍によらず加入の義務があります。続いて「国民投票に参加する権利はある?」はどうでしょう。この答えは「ない」ですが、「自治体を実施する住民投票に参加する権利はある?」と問われると「自治体の判断によって参加できたり、できなかったりする」という答えになります。日本における在留外国人は「国民ではないが、住民ではある」という位置づけがあり、地方参政権については自治体の判断で一部認められたりします。そのほかにも「外国人の子どもは義務教育の対象ではない?」「外国人は転職できない?」「再入国の際、指紋と顔写真を提供しないといけない?」「生活保護は受給できる?」「留学生はアルバイト時間が制約されている?」「日本人の保証人がいないと家が借りられないことがある?」など、外国人をめぐる権利や義務に関して、日本人とは異なる部分は至るところに存在します。

もちろん、日本人と外国人の間には社会制度やルールの中で置かれている立場や得られる権利に違いがあるということは当然であり、それだけをもって「外国人の権利が制限されている」ということを主張したいわけではありません。ただ、私たちの側が「同じ社会の構成員として対等に…」と言っても、外国人の側からすれば「全然対等ではないけど…」と思うこともあるということです。

もし、そのことを度外視したまま、「なかよく共生しましょう」という言葉だけが独り歩きしてしまうと、意図せず外国人の側を傷つけてしまう恐れすらあるのです。

社会全体が当事者意識を持ち、変わっていかなければならないやや突飛な例えかもしれませんが、マンガの『ドラえもん』の中ののび太くんとジャイアンとの関係を思い浮かべてみてください。ジャイアンはのび太くんのおもちゃを自由に使い、楽しい毎日を過ごしていて、のび太くんは、大体いつも泣かされています(実際のジャイアンは心強い友人のときもあるのですが…)。そんなジャイアンがもし「これからも仲よくしようぜ」と手を差し伸べたならば、のび太くんは心から望んでその手を握り返すことができるでしょうか。「共生」という言葉は誰も排除しない耳障りのいい言葉に聞こえますが、それを無自覚に使うとき、それぞれの立場や境遇によってその響きは大きく変わってしまうことを認識しておかなければなりません。

ある意味で「多文化共生」という言葉が社会に浸透し、比較的馴染みのある言葉になってきた今だからこそ、改めてその言葉の意味を考える必要があると思います。それは一人ひとりの人権意識というミクロな領域から、法律や社会制度といったマクロな領域まで、社会全体が当事者意識をもって、常に変わっていかなければならないということなのです。そのためには、単に自分はもちろん意識しているということだけでなく、法律や社会制度の動きにも目を向けて、どちらか一方にとって都合の良い「共生社会」ではなく、双方にとって望ましい「共生社会」のあり方を社会全体で創っていくとする意識を持つことが求められているのではないのでしょうか。それによって日本人と外国人、マジョリティとマイノリティといった二元的な関係性から脱却し、『お互いに変わっていく』真の共生社会を形成することにつながっていくのだと考えます。

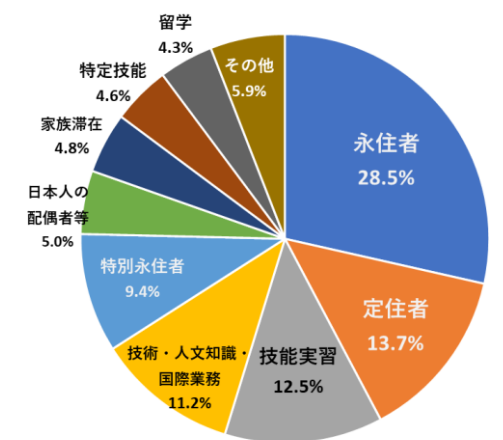


### Key Word 「在留資格」

在留資格とは、外国人が日本に在留する間、一定の活動ができること、または、一定の身分や地位を有する者として活動ができることを示す、「入管法上の法的な資格」です。

外国人は、この法的な資格に基づいて日本に在留し、日本で活動することができます。右記のグラフは在留資格別 滋賀県の外国人人口の割合です。

※2022年12月末時点 出典:滋賀県 総合企画部 国際課 「住民基本台帳に基づく人口」



## [Report] 滋賀県地域日本語講座を実施しました

### 第2期日本語講座および特別講座

文化庁 令和5年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用した「滋賀県地域日本語講座」第2期は2023年10月～12月にかけて、全25回を実施しました。場所は、甲賀市まちづくりセンター「まる一む」です。平日午前中のクラスで、主婦の方やシニアの方が少人数クラスで楽しく日本語を学びました。第2期は「読み書き」の時間を設け、「テキストの文が読める」「自分の名前や住所が書ける」といった目標に向けて練習を行いました。また講師の他に、今まで日本語学習支援の経験がない5名の方が「日本語学習パートナー」として学習者の読み書きをサポートしました。

日本語学習の一環として「食と栄養」を学ぶ特別講座も開催しました。子どもから「学校の給食に出てきた日本食を家でも作って!」と言われて困っていたという受講者が日本の食材について学び、実際に日本食を作りました。受講者は「これからは、スーパーで食材を探して買えるようになって、嬉しい!」と話していました。



メニューは鮭ずし、ほうれん草の胡麻和え、白菜と厚揚げの煮びたし、味噌汁、白玉団子

### 短期集中日本語講座(日野町)

2023年11月～12月にかけての毎週水曜日、全8回の短期集中日本語講座を蒲生郡日野町で開催しました。日常生活や仕事上のコミュニケーションのために日本語を学びたいものの、日本語教室に通い続けられるか不安に思う外国人住民の方にも、気軽に日本語学習にチャレンジしていただけるよう設けたコースです。

修了式では全受講者がミニスピーチに挑戦しました。たねクラス(入門クラス)の受講者はご家族や関係者など大勢の日本人の前で、緊張しながらも堂々と挨拶していました。また、わかばクラス(初級クラス)の受講者は、事前に考えた原稿をただ読むのではなく、その場で浮かんだ講師やクラスメートへの感謝の言葉を思い思いの表現で伝えていました。



### 第3期日本語講座(オンライン)

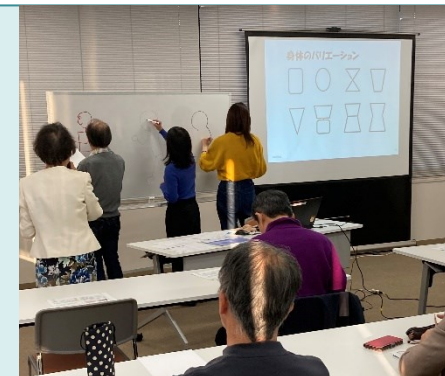
第3期は2023年12月～2024年2月にかけて、土曜日・日曜日の夜にオンラインで実施しました。全20回のうち、開講式・修了式とスクーリング(1月14日実施)は甲賀市の「まる一む」で実施しました。オンラインクラスは自宅から受講することもあって、受講者のリラックスした表情も見られました。スクーリングでは、参加者全員でおはぎと抹茶ドリンクを作り、日本の食文化に触れるとともに、受講者同士が交流を深める良い機会となりました。



## 日本語学習支援のアイデア

(日本語学習支援者セミナーより)

今年度、滋賀県は全5回の日本語学習支援者セミナーを開催しました。第3回～第5回のセミナーでは、滋賀県地域日本語教育コーディネーターが講師となり、日本語学習支援の実践的な知識やアイデアをお伝えしました。ここでは、第4回日本語学習支援者セミナーから「絵を描いてみよう!」のエッセンスを掲載します。



第4回日本語学習支援者セミナーの様子(11月23日)

第4回日本語学習支援者セミナーでは、「日本語教育の教材・教具」と題し、クラスで活用可能なものを紹介しました。その中で、コミュニケーションの手段としてイラストの果たす役割とその使用についても触れました。イラストを活用するメリットとして、いくつも考えられますが、幼児への説明、文字による伝達が難しい場合、多言語・異文化交流の場で何かを伝えたいとき、または日本語理解の一助として等が挙げられます。

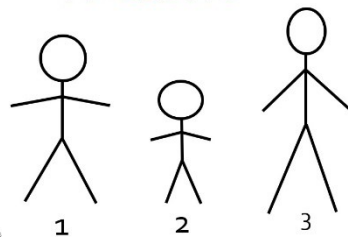
日本語学習支援者が直接描きながら説明してくれると、分かりやすく、学習者にとって長く記憶に残るはず。イラストを描くことを難しく捉えず、伝えたい情報や表現したいことを簡潔に描くのがポイントです。

セミナー当日は、参加者の方々に様々なイラストを描いていただきました。決して芸術的である必要はなく、細部まで描く必要もありません。また、著作権を気にしなくていいのも、オリジナルの絵の強みですね。時には絵に誇張や楽しい要素を入れると、見る人の印象に残るイラストになるでしょう。

まだイラストを描いたことがない方は、今後は是非取り入れていただきたいと思います。

(滋賀県地域日本語教育推進事業コーディネーター 片平協子)

○と—で人を描いてみよう!  
サイズを変えてみる

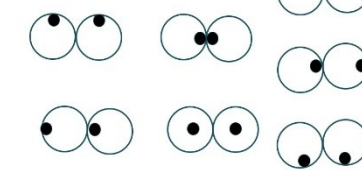


関節を曲げて動きを出そう



○と●で

目の動きに挑戦!



## 『くらしの日本語inしが』を県のホームページで公開しています

『くらしの日本語inしが』は、滋賀県在住の外国人の方々が日本語を勉強する際、学習や毎日の生活に生かしてほしいことを中心に作成しました。第1部が「日本語を学ぶ」、第2部が「日本で暮らす」、第3部が「滋賀県を知る」となっています。滋賀県ホームページからPDFデータをダウンロードし、日本語学習教材として、ご自由にお使いいただけます。

掲載先のURL:

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/kokusai/319833.html>

右記のQRコードからアクセスできます。  
ぜひ、ご活用ください!



覚えて使おう①



どうも、すみません。  
ありがとうございます。

お先に、どうぞ。



第1部  
「日本語を学ぶ」より